

# 陸別町耐震改修促進計画（平成 20 年 1 月） 概要版

町では「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 18 年 1 月 26 日改正施行）」第 5 条第 7 項に基づき、「北海道耐震改修促進計画（平成 18 年 12 月）」を踏まえ、本町の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための「陸別町耐震改修促進計画」を策定しました。

## 想定地震による建築物・人的被害評価

陸別町が大きく揺れる想定地震	十勝沖・釧路沖の地震 (海溝型地震)	十勝平野断層帯主部の地震 (内陸活断層の地震)	全国どこでも起こりうる直下の地震 (想定)
地震の規模	M8.2	M8.0	M6.9
揺れの大きさ	震度階級	震度 5 弱	震度 6 弱
	計測震度	計測震度 4.6	計測震度 5.3
全壊棟数 (建築物)	0 (木造 0、非木造 0)	3.1 (木造 3.0、非木造 0.1)	13.0 (木造 12.6、非木造 0.4)
半壊棟数 (建築物)	0 (木造 0、非木造 0)	52.2 (木造 51.1、非木造 1.1)	146.5 (木造 143.6、非木造 2.9)
死者数 (人)	0	0	0.2
負傷者数 (人)	0	6.6	21.9
	(重傷 0、軽傷 0)	(重傷 0.7、軽傷 5.9)	(重傷 2.2、軽傷 19.7)

※北海道地域防災計画や中央防災会議、地震調査研究推進本部等において想定された地震に基づく推計

## 住宅・建築物の耐震化の現況と目標

		現況の耐震化率	減災の目標	将来の推計値	耐震化率の目標 (平成 27 年度)
国	住宅	75%	東海地震等の死者数等を半減	-	90%
	多数の者が利用する建築物	75%			90%
道	住宅	76%	道内想定地震による建築物被害を半減	-	90%
	多数の者が利用する建築物	78%			90%
陸別町	民間戸建住宅	72%	耐震化率目標として国・道との整合性を図る	720戸	90% (自然増減で、90.6%を達成)
	耐震性を有する			648戸	
	耐震性が不十分			257戸	
	合計	905戸			
	民間共同住宅	72%		17棟	90% (耐震性が不十分な住宅の所有者への指導・助言等に努める)
耐震性を有する	13棟				
耐震性が不十分	5棟				
合計	18棟				
多数の者が利用する民間建築物	100%	既に 100%達成			
多数の者が利用する公共建築物 ・耐震性を有する→役場庁舎 ・耐震性が不十分→陸別小学校 陸別中学校	33%	100% (陸別小学校、陸別中学校の耐震化に努める)			

※「多数の者が利用する建築物」とは、耐震改修促進法に規定する特定建築物を示します。

本町の公共建築物では、役場庁舎、陸別小学校、陸別中学校がこれに該当します。

※「耐震性を有する建築物」とは、1) 昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合するもの、2) 耐震診断を行った場合に耐震性能を証明できるもの、2) 耐震改修を行ったものを示します。

## 陸別町の住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

### 1 安心して耐震診断・改修が行える環境整備

#### ①耐震診断・改修に係る相談体制の整備

町では建設課を窓口建築相談に応じていますが、窓口の充実を図り、耐震診断・改修に係る相談・案内等にも対応します。

#### ②耐震診断・改修に係る相談提供の充実

町ホームページを活用し、耐震診断・改修等の情報提供の充実を図ります。

#### ③専門技術者育成のための耐震診断・改修技術等の講習会等の案内

町内の専門技術者育成のために、北海道や関係機関・団体等が開催する耐震診断技術講習会・性能向上リフォーム講習会などの案内・紹介を行います。

### 2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

#### ①地震防災マップ（揺れやすさマップ）の作成・公表

建築物所有者等の意識啓発を図るため、上記のマップを作成・公表します。

#### ②住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布

住宅所有者に地震防災対策等のパンフレットなどを配布します。

#### ③一般向けセミナー等の開催

町民に対して、建築物防災週間等の各種行事などの機会に、必要に応じて、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図ります。

#### ④町内会等との連携

自ら住む地域が連携して地震対策を講じることが重要です。町は、町内会等に対して、耐震診断や耐震改修の普及啓発資料を配布します。

### 3 地震時の総合的な安全対策の推進

#### ①地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の指定

##### ◆北海道で指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」

【指定道路】 ○国道 242 号（「時に重要な道路」としての指定）

○主要道道津別陸別線（道の駅から役場に至る経路の一部）

○主要道道北見白糠線（道の駅から役場に至る経路の一部）

##### ◆町で指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」

【指定道路】 ○主要道道北見白糠線（役場庁舎から駐在所まで）

○町道東 1 条仲通線（役場庁舎から陸別中学校まで）

○町道東 2 条仲通線 ○町道共栄線

##### ※地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）:

地震直後からの緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために指定する道路

#### ②建築物以外の事前の対策

ブロック塀の安全対策、ガラス飛散防止のため、町では被害発生のおそれのある建築物等を把握し、所有者等に対策を講じるように指導します。

#### ③地震発生時の対応（応急危険度判定の必要な措置）

地震が発生し、被害を受けた建築物等の応急危険度判定が必要な場合、町は判定実施本部等を設置し、北海道と連携し、必要な措置を講じます。

### ■ 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等、及び計画の推進に関する事項

町は、耐震改修促進法で定義される所管行政庁である北海道と十分な連絡調整を行い、連携して、耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等や効果的な対策等に取り組んでいきます。